



大町市母乳相談等助成事業のご案内

出産後、赤ちゃんが母乳やミルクを充分飲んでいるかや体重の増え方はどうか心配な時、育児についてお困りの時などに、御礼医療機関や助産院で助産師に相談する費用の一部を助成します。

対象者

大町市に住所があり、出産してから **1年6カ月以内**の方
(平成31年4月1日以降に出産された方から対象)

事業の内容

- 授乳の相談（授乳方法、ミルクについて、乳房トラブル、卒乳等の相談 乳房マッサージを含む）
- 育児の相談・指導（赤ちゃんの体重などの発育、沐浴、関わり方など）
- お母さんの心身の相談（産後の心や身体について、体調の変化など）



助成費用及び自己負担額

- 妊娠届出を受理した後、助成券（1回 2,000円の券を2枚）を交付します。
- 相談等料金が助成金2,000円を超えた分については自己負担となります。
- 自己負担金は、相談利用時に医療機関等の窓口でお支払いください。

利用方法

ご利用前に希望する医療機関等へ、直接電話でご予約ください。
ご利用いただける医療機関等は下記のとおりです。

利用可能な医療機関等名	所在地	電話番号
市立大町総合病院	大町市	0261-22-0415 助産師外来（内線3473）
医療法人仁雄会 穂高病院	安曇野市	0263-82-2474
助産院おりん	池田町	090-9857-5538
長野県立こども病院 ※注意	安曇野市	0263-73-6700

※注意 長野県立こども病院は、長野県立こども病院で出産した方、または赤ちゃんが入院している方に限りご利用いただけます。

利用時の持ち物

以下の3つの持ち物を医療機関等受付時に一緒にご提出してください。
忘れた場合は、助成が受けられませんのでご注意ください。

- ①助成券、②母子健康手帳、③身分証明書（アからウの中から1つ）
ア. 健康保険被保険者証 イ. 運転免許証 ウ. 在留カード又は特別永住者証



⇒裏面もご覧ください

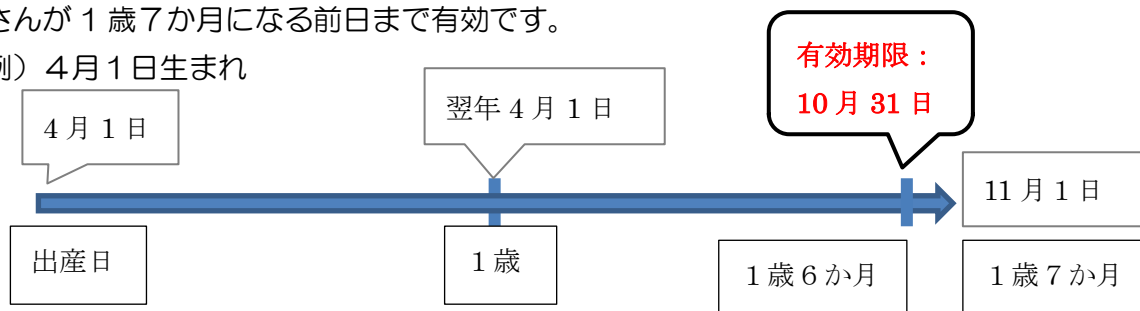
注意事項

- 医療保険適用以外の相談利用に対する助成です。
- 相談等1回につき、助成券1枚が利用できます。
- 有効期限内に限り利用できますが、市外へ転出された場合は利用できません。
- ご本人以外の方の利用はできません。
- 助成券のき損、紛失により再交付が必要な場合は、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

助成券の有効期限について

お子さんが1歳7か月になる前日まで有効です。

例) 4月1日生まれ



注意) 実施医療機関等の休診などにより、助成券が利用できない日があります。

助成券はお早めに利用されることをお勧めします。

お問い合わせ先：大町市中央保健センター

電話 0261-23-4400

Fax 0261-23-4401

E-mail : hokencenter@city.omachi.nagano.jp